

名称	区分		単位	額
岸壁・物揚場 使用料	外航船舶（総トン数5トン未満の船舶を除く。）	係留3時間未満の場合	総トン数1トンにつき	2円
		係留3時間以上12時間未満の場合	総トン数1トンにつき	3円
		係留12時間以上の場合	総トン数1トンにつき24時間までごと	4円
	外航船舶以外の船舶（総トン数5トン未満の船舶を除く。）	係留3時間未満の場合	総トン数1トンにつき	2円20銭
		係留3時間以上12時間未満の場合	総トン数1トンにつき	3円30銭
		係留12時間以上の場合	総トン数1トンにつき24時間までごと	4円40銭
	貨物	1.133立方メートルにつき1トン以上の貨物	1トンにつき	5円50銭
		1.133立方メートルにつき1トン未満の貨物	1.133立方メートルにつき	5円50銭
定係場使用料			総トン数1トンにつき1月	132円
荷さばき地 使用料	15日までの期間		1平方メートル1日につき	4円40銭
	16日から30日までの期間		1平方メートル1日につき	8円80銭
	30日を超える期間		1平方メートル1日につき	14円30銭
上屋使用料	昭和44年4月1日以降に完成した上屋	15日までの期間	1トンまたは1平方メートル1日につき	14円30銭
		16日から30日までの期間	1トンまたは1平方メートル1日につき	28円60銭
		30日を超える期間	1トンまたは1平方メートル1日につき	29円70銭
	その他の上屋	15日までの期間	1トンまたは1平方メートル1日につき	6円60銭

			16日から30日 までの期間	1トンまたは1平 方メートル1日 につき	11円
			30日を超える 期間	1トンまたは1平 方メートル1日 につき	22円
野積場使用料	舗装されたもの			1平方メートル1 日につき	5円50銭
	未舗装のもの			1平方メートル1 日につき	4円40銭
ベルトコンベア 使用料				1トンにつき	9円90銭
計量機使用料	コンテナ用計量機			1回につき	340円
	その他の計量機	勤務時 間内	10トン以下の もの	1回につき	710円
			10トンを超え 20トン以下の もの	1回につき	990円
			20トンを超え 30トン以下の もの	1回につき	1,430円
		勤務時 間外	10トン以下の もの	1回につき	1,070円
			10トンを超え 20トン以下の もの	1回につき	1,480円
			20トンを超え 30トン以下の もの	1回につき	2,140円
起重機使用料				1基1時間につき	75,820円
荷さばき業務管 理用建物使用料				1平方メートル1 月につき	1,450円
接岸給水料	外航船舶	勤務時間内		1立方メートルに つき	580円
		勤務時間外		1立方メートルに つき	870円
	外航船舶以外の船舶	自動式 給水機	勤務時間内	1立方メートルに つき	638円

	以外の給水施設を使用する場合	勤務時間外	1立方メートルにつき	957円	
	自動式給水機を使用する場合		1回（1.033立方メートル）につき	500円	
入港料	基準料率		総トン数1トンにつき	2円75銭	
	内航船舶の料率		総トン数1トンにつき	1円37銭	
	外航船舶の料率		総トン数1トンにつき	2円50銭	
港湾施設用地 占用料	工作物を設置する場合	電柱等（支線及び支柱を含む。）		1本1年につき	1,100円
		諸管理設	外径20センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	80円
			外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	160円
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	390円
			外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	800円
		広告物等		表示面積1平方メートル1年につき	3,420円
		その他の工作物		1平方メートル1月につき	210円
		上空工作物（電線を除く。）		1平方メートル1月につき	35円
	工作物を設置しない場合		1平方メートル1月につき	160円	

塵芥焼却施設 使用料	勤務時間内		1 トンにつき	4,290 円		
	勤務時間外		1 トンにつき	6,435 円		
電気設備使用料			100 ワット 1 時間 につき	5 円 50 銭		
港湾環境整備 施設使用料	野球場		2 時間につき	1,050 円		
			午前 9 時から午 後 1 時まで	1,320 円		
			午後 1 時から午 後 5 時まで	1,510 円		
			午前 9 時から午 後 5 時まで	2,650 円		
	庭球場		潮浜公園の庭球場 1 面		1 時間につき	520 円
					午前 9 時から午 後 1 時まで	1,890 円
					午後 1 時から午 後 5 時まで	1,890 円
					午前 9 時から午 後 5 時まで	3,670 円
			その他の庭球場 1 面		1 時間につき	190 円
					午前 9 時から午 後 1 時まで	660 円
					午後 1 時から午 後 5 時まで	660 円
					午前 9 時から午 後 5 時まで	1,250 円
船橋ボートパー ク使用料			1 隻 1 月につき	23,570 円		

(摘要)

1. 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。
2. 使用期間が 1 月未満の場合における港湾施設用地占用料については、この表の定めるところにより算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
3. 使用料の額が 1 件 100 円未満の場合は、100 円とする。
4. 1 時間、1 日、1 月、1 トン、1 メートル、1 平方メートル又は 1 立方メートル未満の端数は、それぞれ、1 時間、1 日、1 月、1 トン、1 メートル、1 平方メートル又は 1 立方メートルとして計算する。
5. 1 年を単位とする場合において、1 年未満の端数は、月割計算とする。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
6. 1 月を単位とする場合において、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料（港湾施設用地占用料及び船橋ポートパーク使用料に限る。）は、第 4 号の規定にかかわらず、日割計算とする。
7. 荷さばき地及び野積場については、初日の使用料は徴収しない。
8. 未舗装の荷さばき地に係る荷さばき地使用料の額は、荷さばき地使用料の項に規定する算定方法により計算して得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。
9. 上屋使用料は、使用に係る貨物の体積又は重量についてトン単位として計算して得た額及び使用に係る上屋の面積について平方メートルを単位として計算して得た額のうちいずれか大なる額により徴収する。
10. 上屋使用料をトン単位として計算する場合においては、その体積 1.133 平方メートルにつき 1 トン未満の重量の貨物にあつては容積トン、その他の貨物にあつては重量トンによる。
11. 入港料を徴収する場合、同一港湾に 1 日 2 回以上入港する船舶については、1 日 1 回とみなし徴収する。
12. 入港料を徴収する場合、同一港湾に 1 月 11 回（前号の規定の適用を受ける船舶にあつては、同号の規定の適用後の入港の回数が 11 回）以上入港する船舶については、1 月 10 回とみなし徴収する。
13. 港湾施設用地占用料を徴収する場合における電柱等の本数の計算については、支線及び支柱の数を算入する。